

令和4年1月19日

保護者の皆様へ

可児市教育委員会

### 今後の学校の活動について

新型コロナウイルスの感染者が増加しているため、1月17日(月)に岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会・対策本部員会議において、「第6波」非常事態宣言が決定されました。この県からの通知を受け、以下のような感染症の拡大防止対策を実施したうえで学校の活動を進めます。

#### ○県全体として、当面の間、特別な対応をとります

- ・学校は通常授業を実施しますが、合唱など感染リスクの高い活動は、一時的に停止。
  - ・学校行事や校外活動（遠足、就業体験等）は中止又は延期
  - ・部活動は、
    - ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
    - ・ 土曜日、日曜日の活動については、次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある部活動のみ可能とし、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内とすること。
    - ・ 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合は原則として実施しないこと。
    - ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
- ※保護者クラブ活動等も同様の対応をお願いします。

#### ○保護者の方へのお願いについて（令和3年10月14日配付済）

##### 【自宅待機】

- ・本人だけでなく同居の家族などが、次のような場合には、本人を自宅待機とし、登校させない。
  - 「①発熱等の症状がある場合」  
本人の発熱等の症状が治まった場合は、兄弟姉妹は翌日から登校可能。  
しかし、本人は、症状がなくなってから一定期間を経るまでの期間は、自宅待機とする。（出席停止扱いになる）（症状消失後、2日間～3日間が望ましいが医師の指示を得ること）
  - 「②濃厚接触者になった場合」
  - 「③PCR検査を受検する場合」（濃厚接触者でなくても保健所の指示によりPCR受検する場合も自宅待機）

##### 【帰宅・受診対応】

- ・本人が学校に登校後、発熱等の症状（健康チェック項目の症状）があった場合
  - ①本人は、帰宅する。
  - ②本人の兄弟姉妹についても帰宅になる。  
校区内の小中学校、保育園・幼稚園に本人の兄弟姉妹がいる場合には、保護者の方から当該の学校、園に電話をして、下校の手続きをしていただく。
  - ③保護者の方には、迎えに来ていただき、かかりつけ医等の身近な医療機関に連絡し、受診していただく。（※受診後、本人が陽性になった段階で、本人の学級の児童生徒等は帰宅することになり、集団検査（学級閉鎖）を行うこととなります。）

##### 【連絡・報告】

- ①本人や同居の家族が「PCR検査や抗原検査を受検することになった場合」「PCR検査や抗原検査を受検して陰性であった場合」必ず学校へ電話連絡する。
- ②本人や同居の家族が陽性になった場合は、必ず学校へ電話連絡する。
- ③上記①②を電話した際、留守番対応の場合は、市役所へ連絡する。
- ④体調が悪く病院で検査を受け、陽性になった場合、すみやかに学校へ（留守番対応は、市役所）連絡する。